

# 日影による建築物の高さの制限

日影規制の制度は、住居系の地域などにおいて中高層の建築物により生ずる日影を、基準を設けて規制することによって、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持しようとするものです。

## 1 対象となる建築物

日影規制は、すべての建築物が対象となるのではなく、次の表の用途地域の土地に日影を生じさせることとなる、一定の高さ若しくは階数を有する建築物が対象となります。

用途地域	対象建築物
第一種低層住居専用地域	軒高が7 mを超える又は地上階数が3以上  建築物の高さが10 mを超える
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
準工業地域	
市街化調整区域	

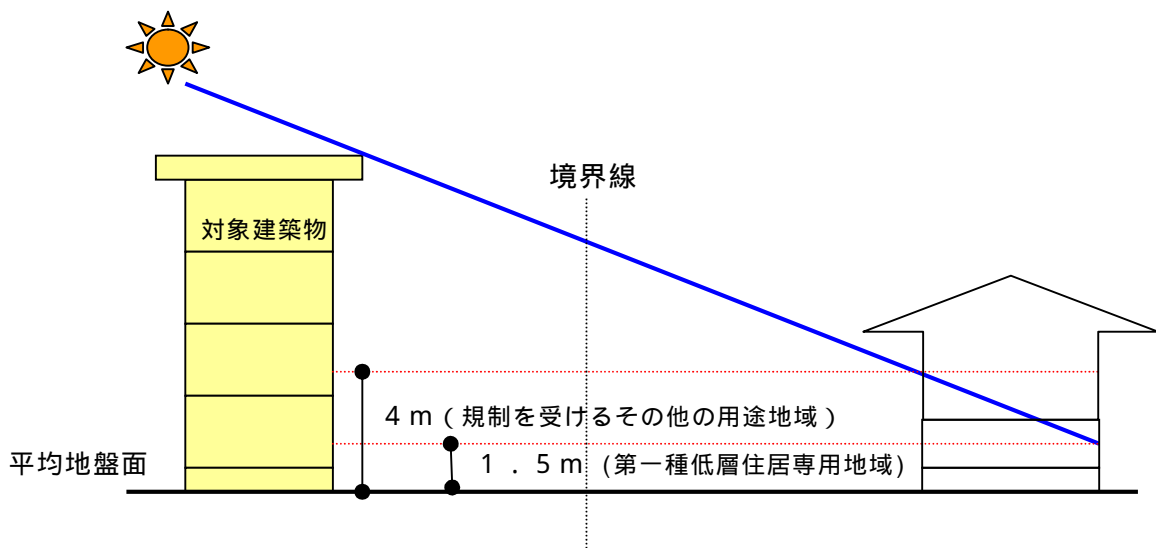
刈谷市には指定のない用途地域である第二種低層住居専用・準住居地域についても他市町では制限を受けることがありますので、刈谷市以外においては取扱いご注意ください。(以下、同じ)

## 2 日影規制の基準日と時間帯

1年のうちで最も日照時間の短い日ということから冬至日を基準としています。観測時間帯は、有効な日照時間である午前8時から午後4時までの8時間です。

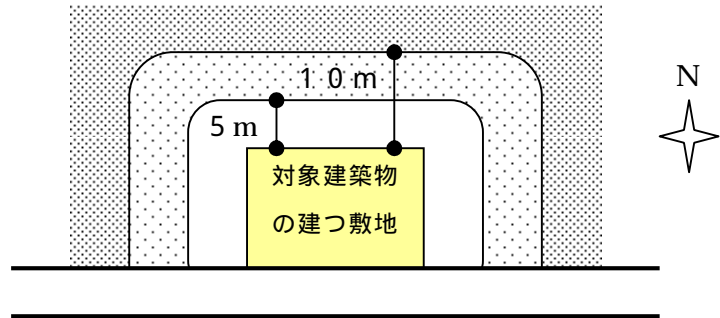
## 3 測定面の高さ

日影を測定するのは地表面ではなく、対象建築物の平均地盤面から一定の高さの水平面で、それぞれの用途地域で日照を確保すべきものとして設定した高さです。



#### 4 日影時間の測定範囲

測定範囲は、対象建築物の敷地境界線等から外側に水平距離で 5 m を超え 1.0 m 以内の部分 と 1.0 m を超える部分 の2つで、それぞれ日影規制時間が決められています。

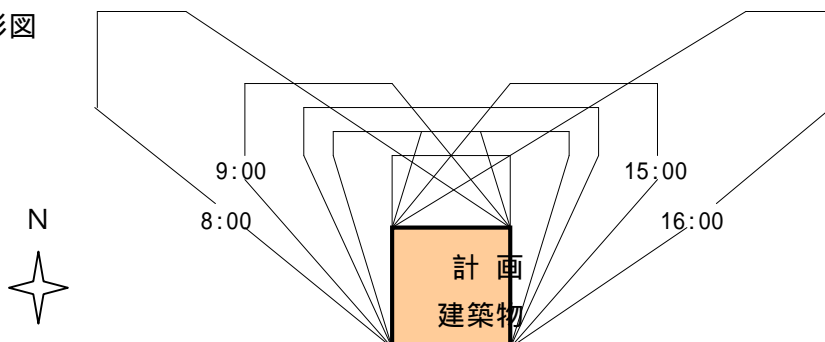


#### 5 日影規制時間

これまでのとおり、一定の規模以上で対象となる建築物が、用途地域ごとに定められた測定面の高さにおいて、敷地境界線からの5 m及び10 mを超える範囲で条例で定められた日影時間を生じさせてはならないことになっており、用途地域別の規制時間は次のとおりです。

用途地域	対象建築物	日影を測る平均地盤面からの高さ	制限される日影時間	
			敷地境界線からの水平距離が5 mを超え10 m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10 mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	軒高7 m超え又は3階以上	1.5 m	4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域	高さが10 mを超える	4 m	容積率 150%以下 3 時間 200%以上 4 時間	容積率 150%以下 2 時間 200%以上 2.5 時間
第二種中高層住居専用地域			3 時間	2 時間
第一種住居地域			4 時間	2.5 時間
第二種住居地域			5 時間	3 時間
近隣商業地域			4 時間	2.5 時間
準工業地域				
市街化調整区域				

時刻日影図  
(例)



ご不明な点がございましたら  
刈谷市建設部建築課審査係  
0566-62 1021 まで